

## 【重要な会計方針】

### 1. 運営費交付金収益の計上基準

費用進行基準を採用しております。

研究の長期化により単年度における達成度や進捗度を客観的に測定することが困難であることから、業務達成基準及び期間進行基準を採用することが難しいため、費用進行基準を採用しております。

### 2. 減価償却の会計処理方法

#### (1)有形固定資産

定額法を採用しております。

主な固定資産の耐用年数については、以下のとおりです。

建物	2～50年
構築物	2～29年
航空機	5年
車両運搬具	2～4年
工具器具備品	2～10年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第86）の減価償却相当額については、損益外減価償却累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

なお、

- ・平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却額が取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上しております。

- ・平成19年4月以降に取得した減価償却資産については、償却可能限度額（取得価格の95%相当額）及び残存価格を廃止し、備忘価格1円まで償却することとしております。

#### (2)無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、法人内利用のソフトウェアについては、法人内における利用可能期間（5年以内）に基づいております。

### 3. 退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

なお、行政サービス実施コスト計算書における引当外退職給付増加見積額は、独立行政法人会計基準第38に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加（減少）額を計上しております。

### 4. 賞与引当金及び見積額の計上基準

賞与については財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

また、行政サービス実施コスト計算書における引当外賞与見積額は、事業年度末に在職する役職員について、当期末の支給見積額から前期末の支給見積額を控除して計算しております。

#### 5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

資産の種別に応じて、以下のとおりとしております。

##### 貯蔵品

航空機部品	個別法
その他	最終仕入原価法
未成受託研究支出金	個別法

#### 6. 行政サービス実施コスト計算書における機会費用の計上方法

##### (1) 政府出資等の機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の平成21年3月末利回りを参考に1.340%で計算しております。

#### 7. リース取引の処理方法

リース料総額が50万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

リース料総額が50万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

#### 8. 消費税等の会計処理方法

消費税等の会計処理は、税込方式によっております。

### 【重要な会計方針の変更】

#### 1. 減価償却方法について

「独立行政法人会計基準」及び「独立行政法人会計基準注解」に関するQ&A（平成12年8月（平成20年2月最終改訂）総務省行政管理局、財務省主計局、日本公認会計士協会）Q31-7に基づき、当事業年度から、平成19年3月31日以前に取得した資産については、償却額が取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上することとしております。

なお、この変更に伴う損益に与える影響は軽微であります。また、前事業年度と同一の方法によった場合と比べて、行政サービス実施コストは2,335,798円増加しております。

## 【重要な債務負担行為】

当事業年度に契約締結を完了させましたが、実際の支出が翌期以降になる債務負担行為のうち、重要なものは以下の通りです。

1. 衛星航法における安全性解析・リスク管理研究装置 102,690,000 円
2. ネットワーク調整機能対応 SSR モード S 装置 53,550,000 円
3. 電子航法研究所 6 号棟(旧管制システム部研究棟)建替工事 95,485,000 円

## 【重要な後発事象】

該当事項はありません。

## 【その他の注記事項】

### 1. 組織統合について

平成 19 年 12 月 24 日閣議決定された「独立行政法人整理合理化計画」により、当研究所は、原則として平成 22 年度末までに交通分野の 4 研究機関（交通安全環境研究所、海上技術安全研究所、港湾空港技術研究所、電子航法研究所）について 1 法人に統合する措置を講ずることとされております。

### 2. 区分経理の廃止について

前事業年度まで一般勘定と空港整備勘定に区分して経理しておりましたが、独立行政法人電子航法研究所法(平成 11 年法律第 210 号)の改正に伴い、当事業年度から区分経理を廃止しております。そのため、附属明細書における「セグメント情報」、「各勘定の経理の対象と勘定相互間の関係を明らかにする書類」、「法人単位財務諸表と勘定別財務諸表との関係を明らかにする書類」及び各勘定別の財務諸表の作成は行っておりません。

## 【減損関係】

減損を認識した資産

### 1. 資産の種類、名称 無形固定資産 電話加入権 (35 回線)

#### (1) 使用用途及び使用場所

通信の用

#### (2) 帳簿価額等の概要

145,600 円

#### (3) 減損認識に至った経緯

上記資産については、1 回線あたりの評価額が帳簿価格と比べて著しく下落（約 72%）しており、市場価格の回復は見込めないことから減損を認識しております。

(4) 減損額のうち損益計算書に計上した金額と計上していない金額の主要な固定資産  
毎の内訳

損益計算書に計上しない減損額：105,000 円

(5) 算定方法等の概要

減損の測定にあたっては、正味売却価額を回収可能サービス価額として採用しております。正味売却価額は、平成20年財産評価基準書の電話加入権の標準価格を参考に算定しております。

平成19年度において減損の兆候はあったが認識には至らなかった資産

1. 航空管制用デジタル対空無線システム実験設備

平成20年度末において当該装置を使用した研究が見込めないと判断したことから除却を行っております。

2. 画像生成装置

平成20年度末において当該装置を使用した研究が見込めないと判断したことから除却を行っております。